

規制・制度改革に関する分科会
第二次報告書
(第一分冊)

平成 23 年 7 月 21 日
規制・制度改革に関する分科会

目 次

(第一分冊)

○ 第二次報告書の取りまとめに当たって	i
I 各WG及びアジア経済戦略、金融等分野における規制・制度改革事項	
1. グリーンイノベーションWG	
(1) グリーンイノベーションWGにおける改革に向けた基本的考え方	1
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項	
① 民有林における開発許可に係る取扱いの明確化	6
② 国有林野における許可要件・基準の見直し①	7
③ 国有林野における許可要件・基準の見直し②	10
④ 保安林における許可要件・基準の見直し	12
⑤ 農地における開発に係る取扱いの周知①	14
⑥ 農地における開発に係る取扱いの周知②	16
⑦ 農用地域内における開発に係る取扱いの周知	18
⑧ 農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	19
⑨ 補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	20
⑩ 市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化	23
⑪ 発電水利権許可手続の合理化	24
⑫ 自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	26
⑬ 小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し	27
⑭ ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	28
⑮ 緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化	29
⑯ 都市公園における地域冷暖房施設の取扱いの明確化	30
⑰ 下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	31
⑱ 潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化	32
⑲ 温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	33
⑳ 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	34

⑳ 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	35
㉑ 道路への設置許可対象の範囲拡大	36
㉒ 電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和	37
㉓ 需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	38
㉔ リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	39
㉕ マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の見直し	41
㉖ 家庭用電気料金メニューの拡充	42
㉗ 低圧託送料金制度の創設	43
㉘ ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	44
㉙ 行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制	46
㉚ ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和	47
㉛ 準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	48
㉜ ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	49
㉝ 動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	53
㉞ 優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	55
㉟ 積替え保管の許可基準の明確化	56
㊱ 一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	57
㊲ 廃棄物処理施設に係る建築基準法第 51 条の適用除外	58
㊳ 産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	59
㊴ 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	60
㊵ 自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	61

(第二分冊)

2. ライフイノベーションWG

- (1) ライフイノベーションWGにおける改革に向けた基本的考え方 1
- (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

① 地域医療計画における基準病床等の見直し	7
② 医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し	9
③ 医師不足解消のための教育規制改革	10
④ 救急救命士のニーズの把握	11
⑤ 医療行為の無過失補償制度の導入	12
⑥ 高額療養費制度の見直し	14
⑦ 希少疾病用医療機器の市場導入促進に向けた制度の整備	15
⑧ 医療機器の改良改善に係る一部変更承認申請不要範囲の拡大	16
⑨ 医療機器における品目ごとのQMS調査制度の見直し	17
⑩ 医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	18
⑪ 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	20
⑫ 施設・入所系サービスの再編	22
⑬ 居宅サービス事業所における統合サービスの運営	23
⑭ 地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	24
⑮ 特別養護老人ホームの医療体制の改善	25
⑯ ショートステイに係る基準の見直し	26
⑰ 介護保険の指定を受けた事業所の活用	27
⑱ 地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し	28
⑲ ホテルコスト・補足給付の適正化	29
⑳ 給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し	30
㉑ 「介護サービス情報の公表」制度の見直し	31
㉒ 訪問介護など居宅サービスにおける運営基準等の解釈の標準化	32
㉓ 障害者自立支援法の移動支援事業（地域生活支援事業）を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し	33
㉔ 障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	34
㉕ 社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	35
㉖ 保育所運営費の用途制限の見直し	36
㉗ 安心こども基金の補助対象範囲の拡大等	37
㉘ 保育士試験受験要件等の見直し	38

②⑨ 放課後児童クラブの開所時間の延長	39
③⑩ 駅中保育施設整備に係る規制緩和	40

(第三分冊)

3. 農林・地域活性化WG

(1) 農林・地域活性化WGにおける改革に向けた基本的考え方	1
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項	
① 認定農業者制度の見直し	8
② 我が国酪農の競争力強化のための見直し	10
③ 国家貿易制度の見直し	11
④ 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	12
⑤ 土地改良事業の効率化	13
⑥ 有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	14
⑦ 有害鳥獣捕獲の促進	15
⑧ EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	16
⑨ 農地基本台帳整備の促進	17
⑩ 市民農園開設に係る基準の見直し	18
⑪ 農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化	19
⑫ 契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	22
⑬ 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化	23
⑭ 保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化	26
⑮ 林業経営に係る許認可・届出等の簡素化	27
⑯ 林業用種苗の見直し	29
⑰ 森林簿等の整備・民間利用の促進	31
⑱ 稼働中の産業遺産の世界遺産への登録	33
⑲ かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	34
⑳ 河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等	35

⑳ 着地型観光に即した各種業規制の見直し —旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等—	36
㉑ 酒類の卸売業免許の要件緩和	37
㉒ 道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化	38
㉓ アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	39
㉔ 商店街振興組合の活性化	40
㉕ 中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和	41
㉖ 大規模集客施設の郊外立地抑制について	42
㉗ 観光目的の船舶（20t以上）の検査及び設備の設置要件の緩和	42
㉘ 旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大	43
㉙ コミュニティを支える中小企業の資金調達が多様化	44
㉚ 大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化	45
㉛ 工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方	46
㉜ 地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し	47
㉝ PPP/PFI制度の積極的な活用	48
㉞ 中国人訪日査証の要件等の見直し	49
㉟ 国際線の入国時の税関検査の簡素化	50
㊱ 水産資源の回復のための資源管理の強化	51
㊲ 資源管理制度の見直し	53
㊳ 漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現	57
㊴ 養殖管理の適正化	59

(第四分冊)

4. アジア経済戦略、金融等分野

4-1. 人材分野

- (1) 人材分野における改革に向けた基本的考え方 1
- (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
 - ① インターナショナル・スクールに関する制度の改善 2

② 高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備	3
③ 海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化	4
④ 「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し	6
⑤ 我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備	8
⑥ 在留資格「投資・経営」の基準の明確化	10
⑦ 査証の発給要件の見直し等	11

4-2. 物流・運輸分野

(1) 物流・運輸分野における改革に向けた基本的考え方	13
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項	
① リターナブルパレット等の関税免除手続の改善	14
② 認定事業者（AEO）制度の改善	15
③ 営業区域外における通関業務の取扱いの緩和	17
④ 経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上	19
⑤ 45 フィートコンテナ運送に係る環境整備	21
⑥ 国際コンテナの国内利用の促進	22
⑦ 水先制度の改革	24
⑧ 安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上	25
⑨ 法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化	26
⑩ 航空交渉の多国間化	27
⑪ 空港運営の在り方の見直し	28
⑫ 空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入	30
⑬ ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し	31
⑭ C I Qの合理化	33
⑮ 国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	34
⑯ 米国、欧州等先進国との航空機材、乗員資格等に関する相互承認の推進	36
⑰ 沿海航行区域の拡大	37
⑱ 海上交通安全法航路における制限速力の見直し	38

- ⑱ 内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化 39
- ⑳ 空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進 40

4-3. 金融分野

- (1) 金融分野における改革に向けた基本的考え方 41
- (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
 - ① 社債市場の活性化及び国際化の推進（社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示） 42
 - ② 社債市場の活性化及び国際化の推進（社債管理者の設置） 42
 - ③ デリバティブ取引規制の運用（清算機関（CCP）・取引情報蓄積機関制度の細目の検討） 43
 - ④ 金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化 43
 - ⑤ 有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除 44
 - ⑥ 政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築 45
 - ⑦ 協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化 46
 - ⑧ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁 46
 - ⑨ 銀行の子会社の業務範囲の拡大（リース子会社等の収入制限の緩和） 47
 - ⑩ 企業グループの組織再編に資する規制の見直し
 - （1）保険契約の包括移転に係る規制についての検討 48
 - ⑪ 企業グループの組織再編に資する規制の見直し
 - （2）保険募集人等の委託の在り方の見直し 49
 - ⑫ 貿易保険関連分野（取引信用保険）における民間事業者の事業機会拡大（再保険の引受け） 50
 - ⑬ 投資法人における「減資」制度の導入 51

4-4. IT分野

- (1) IT分野における改革に向けた基本的考え方 52
- (2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項
 - ① 道路占用手続における引込線の取扱いの明確化 54
 - ② 河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化 55
 - ③ 国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底 57

④ 河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等	58
⑤ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し	58
⑥ 光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備（引込区間の開放）	59
⑦ 有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	60
⑧ 有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について	61
⑨ 電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換	62
⑩ I P 電話の品質基準の見直し	63
⑪ 固定電話における番号提供条件（番号区画）の見直し	64
⑫ 無線 I P 電話への電話番号付与の実現	64
⑬ 携帯電話の番号要件に係る N T T 東西との直接接続条件の見直し	65
⑭ 無線局免許状の管理・保管の負担軽減	65
⑮ 無線局の設置場所についての記載方法の簡素化	66
⑯ 無線局の開局目的の簡素化	66
⑰ 携帯電話エリア整備事業（伝送路）における各種申請手続の簡素化	67
⑱ 携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	68
⑲ 電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化	69
⑳ 航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化	70
㉑ 船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加	71
㉒ 学術用途における権利制限の在り方の検討	72
㉓ 自動車関連情報の I T 化	73
㉔ I T の活用による都市開発のワンストップ化	74

4-5. 住宅・土地分野

(1) 住宅・土地分野における改革に向けた基本的考え方	75
(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項	
① 老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和	77
② 借地借家法における正当事由制度に関する情報提供	79
③ 民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティ	

ブ拡充	81
④ 都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和	82
⑤ 老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備	83
⑥ 特例容積率適用地区の拡大	84
⑦ 構造計算適合性判定の対象範囲の見直し	85
⑧ 自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	86
⑨ 建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し	88
⑩ 環境に配慮した鉱業法制の見直し	90

4-6. その他分野

① 食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	92
----------------------	----

(第五分冊)

II 各府省庁において実施済みの規制・制度改革事項

(グリーンイノベーションWG)

① ダム水路主任技術者の取扱いの見直し（一部実施済み）	1
② 一般家庭の共同設置大規模太陽光発電設備の導入促進	3
③ 需要家のロードカーブ情報の取扱い	4
④ 特定電気事業制度の見直し	5
⑤ 特定供給の関係性の緩和	6

(農林・地域活性化WG)

① 森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備	7
② 森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善	9
③ 森林集約化等の円滑な推進	10
④ 森林・林業再生プランの円滑な推進	11
⑤ 森林所有者の責務の明確化	12
⑥ 森林簿等の整備・民間利用の促進（一部実施済み）	13
⑦ 京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充	15
⑧ 自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化	16

(金融分野)

- ① 川下持株会社が子会社とできる範囲の明確化・・・・・・・・・・ 17

(IT分野)

- ① 航空機内における携帯電話の利用制限の緩和・・・・・・・・・・ 18

Ⅲ 各府省と合意に至らなかった項目及び東日本大震災のため継続協議とした項目

※項目名は「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」より抜粋

(グリーンイノベーションWG)

- ① 民有林における開発許可の見直し①・・・・・・・・・・ 19
- ② 事業系一般廃棄物の3R促進・・・・・・・・・・ 19
- ③ 一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化・・・・・・・・・・ 20
- ④ 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の促進・・・・・・・・・・ 20
- ⑤ 関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進・・・・・・・・・・ 20
- ⑥ 船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化・・・・・・・・・・ 21
- ⑦ 汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化・・・・・・・・・・ 21
- ⑧ 広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化・・・・・・・・・・ 21
- ⑨ リサイクル品の活用促進①・・・・・・・・・・ 22
- ⑩ リサイクル品の活用促進②・・・・・・・・・・ 22
- ⑪ バイオマスの利活用促進・・・・・・・・・・ 22
- ⑫ 特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含・・・・・・・・・・ 23
- ⑬ 処理委託契約書の簡素化・・・・・・・・・・ 23
- ⑭ マニフェスト報告制度の適用猶予の再開・・・・・・・・・・ 23
- ⑮ 欠格要件の見直し・・・・・・・・・・ 23
- ⑯ 廃棄物統計の見直し・・・・・・・・・・ 24
- ⑰ 浄化槽の法定検査の見直し・・・・・・・・・・ 24

(ライフイノベーションWG)

- ① 医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し・・・・・・・・・・ 24
- ② 調剤基本料の一元化・・・・・・・・・・ 25

- ③ ICDコーディングの改善と包括医療用病名マスターの編集 25
- ④ 広告規制の緩和 25
- ⑤ 医薬品・医療機器の審査業務に係る法的責任の明確化 26
- ⑥ ユニット型の介護老人保険3施設のユニット定員の緩和 26
- ⑦ 介護総量規制の緩和 26

(農林・地域活性化WG)

- ① 非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和 27
- ② 主体が制限されている農地流動化事業（農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体）等の民間開放 28
- ③ 不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保） 29
- ④ 農政事務所（旧食糧事務所）業務の民間等への開放の促進 29
- ⑤ 国有林野事業の更なる民間委託の促進 30
- ⑥ スキー場閉鎖時の課題への対応 30
- ⑦ 中小企業の事業承継に係る方策の検討 30
- ⑧ 民間事業者によるカジノ運営の解禁 31

(人材分野)

- ① 年金脱退一時金制度の見直し 31
- ② 在留関係や日常生活上の手続窓口のワンストップ化 31

(物流・運輸分野)

- ① 航空輸送事業における外資規制の撤廃・緩和とカボタージュ規制の見直し . 32
- ② 国内航空運賃設定における運用上の規制の廃止による自由化の徹底 32
- ③ 内航海運事業におけるカボタージュ規制の見直し 32

(金融分野)

- ① いわゆる「大会社」等への貸付に対する規制の見直し（貸金業法の見直し）
 32
- ② 企業グループの組織再編に資する規制の見直し
 (3) グループ会社内での事業再編手続の簡素化 33

(IT分野)

- ① 道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置 33
- ② 共同溝利用時における本管区間以外の利用ルールの整備 33

③ 市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直し	33
④ 航空機に搭載された無線装置の他社との貸借について	34
⑤ 船員無線資格に関する更新手続の簡素化	34
(住宅・土地分野)	
① 区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和	34
(参考1) 「規制仕分け」の評価結果	35
(参考2) 「規制仕分け」における規制・制度改革事項	61
(参考3) 「包括的経済連携に関する基本方針」に関連する規制・制度改革	63
(参考4) 「日本国内投資促進プログラム」に関連する規制・制度改革	66
(参考5) 分科会・WG構成員	70

第二次報告書の取りまとめに当たって

1. 第 2 クールの検討概要

(1) 第 1 クールの終了及び第 2 クールの開始

規制・制度改革に関する分科会（以下「分科会」という。）は、平成 22 年 3 月 11 日に行政刷新会議の下に設置され、発足した。発足と同時に、第 1 クールの活動として集中的な審議を開始し、その結果について、同年 6 月 15 日に「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」として取りまとめるとともに、同年 6 月 18 日に「規制・制度改革に係る対処方針」として閣議決定が行われた。

第 1 クールの終了後、平成 22 年 10 月から第 2 クールとして、分科会の審議を再開し、第 1 クールで積み残された課題に取り組むとともに、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）や「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）における規制・制度改革全般について更に検討を進めることとなった。

具体的には、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、農林・地域活性化の三つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、集中的に審議を行うとともに、その他の戦略分野（人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地）についても、分科会の下で機動的に検討した。

(2) 検討項目の選定

第 2 クールにおける個別の検討項目は、「新成長戦略」に関するもの、第 1 クールで「中期的検討項目」と位置付けた項目、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）等に関するもの、「国民の声」集中受付等で寄せられた提案、分科会・WG 委員からの提案等の中から、以下の視点等に沿って選定した。

- ① その分野を取り巻く構造変化や技術革新、新たな政策課題の出現等時代の変化に即していないため、見直しやルールの明確化・創設が必要な規制・制度はないか。
- ② その分野の市場の発展と産業競争力の強化を促進する観点から見て、国際基準と整合していない、又は新たな事業者の参入や創意工夫の発揮を妨げている規制・制度はないか。
- ③ 許認可、各種申請に係る書類・手続等について、法律と実態の乖離、国民・事業者への過度な負担、行政の無駄・非効率を生んでいる規制・制度はないか。

(3) 検討に当たっての留意点

第 2 クールにおける検討に当たり、「現場、地域の意見、ニーズ重視」、「多角的意見を

踏まえた議論」、「オープンな議論」の3点を留意点とした。

現行の規制・制度に関して、それぞれの現場で当事者が現実に即した問題意識を有している。分科会が提示する改革案は、実効性があり、現場で機能するものでなければ意味がない。そのために、現場の視点で問題点を抽出し、現場、地域の意見、ニーズを重視した。

また、規制・制度を見直すことで新たな懸念が生じ得ることも事実である。特に消費者等の安全確保や労働者の良好な労働環境の確保などの分野においては、懸念に対応する措置を検討するなど、多角的意見を十分に踏まえて議論していくこととした。

さらに、規制・制度の改革は国民生活に大きな影響を与え得るものであり、こうした政策の決定過程は国民に開かれたものでなければならない。よって、分科会、WGなどでの議論はそれぞれに適切な情報公開の手段を講じ、オープンな議論とすることを原則とした。

2. 第2クールの成果及び今後の課題

(1) 第2クールの成果

分科会は、個別の検討項目に関する考え方を平成23年1月26日に「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）として公表した後、規制・制度所管府省との事務レベルでの協議を開始した。

一部の項目については、同年3月6日、7日に「規制仕分け」を実施し、「外部性」、「公開性」をいかけた議論を行い、項目ごとに「評価結果」として、改革の方向性と留意点を提示した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により各府省との協議は一時中断したが、その時点で、各府省と既に合意がおおむね得られていた合計135項目に関しては、政府内の最終調整を行い、同年4月8日に「規制・制度改革に係る方針」として閣議決定が行われた。

震災発生からおおむね3か月が経過した6月上旬には、同年4月8日の閣議決定には至らなかった残りの項目につき、各府省との協議を再開した。これまでの検討結果や規制仕分けの「評価結果」を踏まえて、政務レベルでの交渉、調整等を行い、同年4月8日に閣議決定された項目を含め、第2クール全体で合計191項目について各府省との間で合意するに至った。

(2) 今後の課題

今後とも、現場、地域のニーズ等を的確に捉え、消費者の視点等も重視し、上述の新成長戦略や基本方針等も踏まえつつ、実効性ある規制・制度改革を推進する。

このためには、今回合意に至った事項の各府省における検討・実施状況を、定期的にフォローアップするとともに、その他の課題にも適切に取り組んでいくことが重要である。

また、各府省が主体的に規制・制度改革に取り組むことを促進するための方策を検討していく必要があるとともに、各府省との連携を密にし、事実関係・問題意識を常に共有させておく必要がある。

今後、当分科会としても、震災後の社会経済の状況も踏まえ、必要性の高いテーマ・分野を対象に、引き続き規制・制度改革に取り組んでいく予定である。

なお、「中間とりまとめ」に掲げたにも関わらず、各府省と合意に至らなかった項目、震災のため継続協議とした項目は、Ⅲに示すとおりである。各府省と合意に至らなかった項目については、交渉・調整等の状況を踏まえて整理し、必要な項目については、継続協議とした項目と合わせ、引き続き、今後の規制・制度改革で取り組んでいくこととしたい。

以 上

I 各WG及びアジア経済戦略、金融等分野における規制・制度改革事項

1. グリーンイノベーションWG

(1) グリーンイノベーションWGにおける改革に向けた基本的考え方

I 再生可能エネルギー分野

(基本認識)

- 我が国は一次エネルギー供給の8割以上を原油、可燃性天然ガス、石炭等化石燃料に依存しているところ、資源権益確保をめぐる国際競争の熾烈化や資源供給国における資源ナショナリズムの台頭等により、これらの燃料確保が従来に増して困難となる懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーを含む非化石エネルギー源の利用の促進が我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保する上で重要な課題となっている。
- また、地球温暖化問題の解決は、国際的にも重要な課題である。温室効果ガスの約9割がエネルギー起源のCO₂で占められている我が国では、国民生活・企業活動・地域社会におけるエネルギー需給構造を低炭素型のものに変革していくことが強く要請されている。
- 国内で調達可能であり、かつ、環境負荷も小さい再生可能エネルギーは、エネルギー・セキュリティの確保、低炭素社会の実現の観点から、あまねく国民に利益をもたらす公共性の高いものである。更にグリーン・イノベーションを促進し、環境関連産業育成を通じて国内外の新市場を開拓し、雇用機会の創出等の面で広く国民経済に資することも期待されており、再生可能エネルギーの導入拡大は今日的な重要政策課題となっている。
- さらに、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所事故等により、電力供給力が大幅に減少し、電力需給の逼迫は極めて深刻な状況に至って

おり、その国民生活へ与える影響は甚大なものとなっている。このことから再生可能エネルギーの導入拡大の重要性はより一層高まっている。

(改革の方向性)

- エネルギー供給事業者に再生可能エネルギーの利用を義務づけたエネルギー供給構造高度化法や太陽光の余剰電力買取制度の創設に加え、現在、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入のための法制度として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」が国会にて審議されているところであるが、これらの制度を最大限活用し、再生可能エネルギーの大量導入を実現していく上では、関連設備の設置という入口段階での手続が円滑に進められなければならない。
- 再生可能エネルギーの導入拡大という新たな政策課題が生じている現状やそれが国民経済社会にあまねくもたらす便益を十分に踏まえ、再生可能エネルギー設備の設置について、その公共性の高さを鑑み、優先的な位置付けを与える等により、当該設備の設置を柔軟に認める方向で規制の見直しを行うべきである。

Ⅱ スマートコミュニティ分野

(基本認識)

- 平成 22 年 6 月、総合的なエネルギー安全保障の強化を図りつつ、地球温暖化対策の強化とエネルギーを基軸とした経済成長の実現を目指す、エネルギー基本計画が閣議決定されたところである。同月に閣議決定された新成長戦略も踏まえ、我が国が世界をリードする IT 技術及び信頼度の高い送配電網を活用することにより、エネルギー・環境分野において、国内新規需要を創出するとともに、成長す

る海外関連市場で競争力を有する産業への革新を図ることが喫緊の課題である。

- 本課題の達成には、再生可能エネルギーの拡大に伴う太陽光発電等の出力不安定な分散型電源と需要家側の機器を制御し、安定的な電力供給を確保する「スマートグリッド」の整備はもとより、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーを地域単位で統合的に管理する「スマートコミュニティ」を構築する必要がある。これらの構造変化や技術革新等を踏まえ、低炭素型社会の達成とエネルギーを基軸とした経済成長を実現する観点から、電力・ガス分野における大胆なパラダイムシフトを促す制度改革を実現すべきである。

(改革の方向性)

- 新成長戦略においては、次世代自動車（電気自動車・燃料電池自動車等）の普及促進を掲げている。次世代自動車の普及に当たっては、企業努力や消費者の環境志向の向上等はもちろんのこと、インフラ整備に係る必要な施策を講じていくことが重要である。したがって、急速充電器設置に係る電力契約の柔軟な制度運用や、リチウムイオン電池の取扱いに関する国際基準との整合性確保の観点から改革を進める。
- 「スマートコミュニティ」の実現に向けては、供給側の対応のみならず、需要家が自らのエネルギー需給情報を詳細に把握することにより、需要家の主体的な行動変化を促す必要がある。したがって、電気料金や需要家情報等について、需要家の選択肢の拡大に向けた基盤整備のための改革を進める。また、エネルギーの地域単位での最適な利用を促進する観点から、特定電気事業制度等の電力融通の円滑化についても実効性を高めるための改革を行う。
- さらに、エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO₂化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。したがっ

て、インフラ整備を効率的に行うことにより、ひいては需要家負担の軽減を図るという視点で改革を進める。

Ⅲ 3R分野

(基本認識)

- 世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今において、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会を形成していくとともに、低炭素社会の実現に向け、相乗効果を発揮する取組を推進していく必要性が一層高まっている。
- 循環型社会への転換をより進め、持続可能な社会を構築していくに当たっては、環境保全と経済の発展を共に両立しつつ、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び循環的利用の徹底を図った上でなお循環的利用が行われないものについては、適正な処分が確保されなければならない。
- 環境保全と経済の発展の両立に当たっては、リサイクル産業の更なる成長が不可欠であるが、このためには循環資源の回収及び処分を適正かつ効率的・効果的に行うことで、社会的コストを削減すべきである。

(改革の方向性)

- 3Rを推進するに当たっては、国民や企業などの排出者及び適正処理を行う事業者全てが、正しい現状認識の下、自らの合理的な判断によって環境負荷の低減に取り組むことに加え、化石燃料エネルギーの抑制の観点も含め、最も効率的・効果的な手法を活用すべきである。
- 不適正処理の防止には十分配慮するとともに、資源の価値が経済状況の影響を受けて変動することで、適正な有効活用が妨げられるよ

うな場合には、一定の条件の下、継続的な利用を可能とするべきである。

- 廃棄物処理業の健全な発展を図るためには、不適正な処理を行う事業者に対しては厳しく対処する一方、優良な事業者の事業活動が阻害されるようなものとならないよう、バランスのとれた政策を進める必要がある。

(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化
規制・制度改革の概要	・ 残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林地開発許可の申請に当たっては、「相当数の同意」が必要であるが、実際には相続人が不明の場合や、共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。 ○ また、「相当数の同意」であっても、実態として全ての地権者の同意書の取付けが求められることから、共有名義の場合に地権者を探し当てるのに数年を要する場合がある。 ○ したがって、名義変更漏れなど林地の所有者が不明の場合が多い実態を踏まえ、事実上全員の地権者の同意書が必要となる現在の運用は合理的な内容に見直すべきである。

【グリーンイノベーションWG ②】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>国有林野における許可要件・基準の見直し①</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体（議会を含む）の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。 <全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置></p> <p>③ また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合 <p>に、貸付対象として認めることを明確化する。 <平成 23 年度中措置></p>
<p>所管省庁</p>	<p>農林水産省</p>

<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 国有林は森林の 3 割（国土面積の約 2 割）を占めており、風力発電のポテンシャルが高い地域に多く存在していることから、再生可能エネルギーの導入促進が期待できる。 ○ さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図ることは、財政収入増加の観点からも検討の余地があると考えられる。 ○ しかしながら、一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で 5 ha を超える国有林野を使用する場合、「発生電力の半分以上を一般電気事業者に売電する」「地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられている」必要があるため、当該発電事業者が一般電気事業者以外の民間事業者（すなわち特定規模電気事業者）や卸電気取引所向けに発生電力を売電する場合等には 5 ha を超える貸与を受けることができず、事業計画を断念せざるを得ない場合がある。 ○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、一般電気事業者以外への売電によるグリーン電力証書市場の形成・拡大や、それによる再生可能エネルギーの供給拡大が注目されている中、発電事業者間の競争上も貸付条件が異なることは不合理である。 ○ また、地元市町村の支援が得られる場合であっても、基本構想等の振興計画変更までに時間を要するとともに、計画の見直しが柔軟に行われなかった場合には、次期策定まで数年待つ必要が生じてしまうことは問題といえる。 ○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。 ○ したがって、国有林野における貸付要件・基準について
-------------------------------------	---

	<p>は、通達における地方自治体への基本計画等への位置付け要件を撤廃するとともに、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業も含め、再生可能エネルギーであればその事業に公共性・公益性を認める方向で現行の貸付要件を見直すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。 <平成 23 年度中検討・結論>
所管省庁	財務省、農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図ることは、財政収入増加の観点からも検討の余地があると考えられる。 ○ 地熱発電の事業実施形態としては、地熱発電の用に供する蒸気を生産する事業者と、その蒸気を利用して発電を行う発電事業者の独立した 2 社が共同スキームを組んで実施する方式があるが、この事業形態をとる場合、蒸気生産会社が必要とする土地の賃借料が 30 万円を超えれば、現行の貸付条件下では事業実施を行うことができず、計画を断念せざるを得ない場合がある。 ○ 低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている中、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。 ○ また、地熱発電事業の特性を鑑み、地熱蒸気を地下から取り出し、発電事業者に販売する蒸気生産事業者についても、当該事業が発電事業者との共同スキームであることが明確である場合には、発電事業の一環とみなすこと

	で当該事業に公共性・公益性を認めるべきである。
--	-------------------------

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	保安林における許可要件・基準の見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。 <平成 23 年度中手法整理、平成 24 年度以降順次実施></p> <p>② 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。<法制化後、措置></p> <p>③ 再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除）について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。 <平成 23 年度中検討開始、平成 24 年度措置></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</p> <p>○ 保安林は日本の森林の約 5 割（国土面積の約 3 割）を占めるが、その山稜部分は風況も良く、かつ、住居からも離れているため、風力発電設備の設置に適している場合が多い。また、地熱発電に係る有望地域も存在する。適切な場所を選定し、発電設備設置が柔軟に認められるようになれば、更なる再生可能エネルギーの導入促進が期待される。</p> <p>○ また、海岸線沿いの飛砂防備保安林への風力発電設置に</p>

	<p>より、街の観光シンボルとなっている事例もあり、地域活性化にも貢献できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ しかしながら、保安林内に発電設備を設置する場合、保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体ごとに統一されていない。 ○ また、作業許可で設置可能な場合や保安林指定解除を要する場合があります、手続のプロセスについて明確化を行うべきである。 ○ また、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由の発生」を証明する必要があるが、「公益上の理由」が適用される場合を土地収用法による収用の場合等に運用通達上限定しているため、土地収用法に規定される電気事業法上の電気事業に従事しない民間の発電事業者はこれを理由に解除を求めることができない。これに関し、再生可能エネルギーは低炭素化や長期的なエネルギーの安定供給（エネルギー自給率の向上）に資するものであり、保安林の有する公益的機能とも比較衡量しうるものである。また、発電設備は、電気事業法上の保安規制等でも位置づけられており、法的根拠は存在している。 ○ 現状では、電気事業に従事しない民間の発電事業者は「指定理由の消滅」により、保安林解除申請を行うこととなるが、その際、その地点でしか開発できないことを示す様々な資料の提出（地域内又は日本全国での風況や経済性比較等）が求められている。電気事業制度上、自由化されている発電市場において許可条件が異なることは発電事業者間の競争上も問題があるといえる。 ○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備設置に係る新たな判断基準を創設すべきである。
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	農地における開発に係る取扱いの周知①
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。 <p style="text-align: center;">＜平成23年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 農地については、道路も整備されており、風況が良いなど、風力発電設備の立地に適している場合が多い。また、日照の関係上太陽光発電に係る有望地域も多く存在しており、適切な場所に設置することで、更なる再生可能エネルギーの導入が期待できる。 ○ 第1種農地の中には耕作放棄地も少なくなく、例えば、農地として利用することが不可能な土地を活用することで、作業道等の整備による利便性向上や観光客の到来によって地元農家による売店の売上げ向上など、地域資源を活用した新たな農産業育成に貢献することも可能である。 ○ 第1種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められないが、「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない民間の発電事業者による再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害さ

	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農地法上の公益性を判断するに当たり、土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずである。○ また、「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業のうち、従来は「土石その他の資源の採取」として発電設備設置のための農地転用が認められていたが、特段の説明もなく解釈変更により認められなくなったという指摘もあり、発電事業者の事業実施に際しての障害となっている。○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。また、農地転用許可を受けるために電気事業法上の許可を求めるとするのは本末転倒である。○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の設置許可について、新たな判断基準を創設すべきである。
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	農地における開発に係る取扱いの周知②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。 <p style="text-align: center;">＜平成23年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 優良農地の確保は重要であるが、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には農地転用許可が不要とされている一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要とされており、合理性に欠けている。 ○ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。 ○ また、電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農地法上の公益性を判断するに当たり、土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではな

	<p>いはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。</p> <p>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	農用地域内における開発に係る取扱いの周知
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 農用地域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続が必要であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要している。 ○ 一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置又は管理する場合は、発電の用に供する場合を除き、当該手続が不要となっており、不合理である。 ○ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業者と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。 ○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農業振興地域の整備に関する法律上の公益性を判断するに当たり、土地収用法第 3 条の対象に該当するか否か

	<p>は絶対条件ではないはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。</p> <p>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、「公益性」の基準を見直し、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑧】

規制・制度改革事項	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の可否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。 <p><平成23年度中措置></p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 農村地域の農地に占める畦畔率は高く、日照条件が良好な場所が多いことから、太陽光発電設備設置による未利用地の活用が期待できるが、農用地区域からの除外や農地転用手続に時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。</p> <p>○ 農村地域の農地の畦畔においては、農業従事者の高齢化に伴う草刈り等の管理が負担となっており、太陽光発電設備の設置によって再生可能エネルギーの導入が促進されるとともに、大幅な管理コストの削減が期待できる。</p> <p>○ したがって、中山間地域の希少な土地である、畦畔・法面を太陽光発電用地として利用可能とすることにより、従来は不利とされていた地形条件を有効に活用し、農村での再生可能エネルギー導入促進と農家経済の増大を図るべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑨】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>① 補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。</p> <p>(a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。</p> <p>(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする（財産処分する）場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。</p> <p>(c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。</p> <p>＜平成23年度中措置＞</p> <p>② 各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等</p>

	<p>を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。〈平成 23 年度中措置〉</p>
所管省庁	財務省及び関係省庁
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金適正化法に基づき、環境技術開発や間伐事業等の環境関連補助金を始めとする補助金交付要綱において、収益納付や他用途への使用に係る補助金返還に係る規定が定められている。 ○ しかしながら、実質的には当該規定が補助金の返還等の義務規定として機能し、補助金により取得又は整備した用地等の有効利用が妨げられたり、交付を受けた補助金額を貸借対照表上の預り金として処理せざるを得ないことから、補助金本来の効果が減殺されてしまっている。 ○ 圃場整備事業や森林の間伐事業等、過去に補助金の対象となった用地であっても、発電設備の設置等による利用が一部である場合や既に休耕地等になっており、合理的であると判断される場合については、補助金を返還することなく利用を認めるべきである。 ○ 環境技術開発等に係る補助事業については、国際競争力強化のためのコスト削減の原資として補助金を最大限有効活用できるよう、収益納付が必要な条件は限定的なものとするべきである。 ○ 特に、産業発展や雇用創出のために交付する補助金については、当該補助金の交付によって将来的に収益が発生し、補助対象企業の成功が産業全体の成長へ波及する効果こそが補助金交付の成果であり、雇用創出等の効果によって公益への貢献も認められることから、収益納付を義務づけなくとも、公益と私益のバランスを失するものではない。 ○ したがって、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと等

	について、合理的な判断で補助金が適正に運用されるよう留意しつつ、一定ルールを明確にするべきである。
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風力発電等の再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 市街化調整区域における風力発電機の設置については許可が不要となっているが、これに付随する管理棟や変電設備等は建築物に該当することから都道府県知事の許可が必要とされ、許可が下りない場合には、結果として風力発電事業が実施できない場合がある。 ○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、風力発電機付随の管理棟・変電設備等については、一体的に発電設備とみなすことによって、開発許可を不要とすべきである。 ○ なお、電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、外の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制・制度改革事項	発電水利権許可手続の合理化
規制・制度改革の概要	<p>① 小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。 <平成 23 年度中検討開始></p> <p>② 小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。 <平成 23 年度中措置></p> <p>③ 河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。 <平成 23 年度中検討開始、早期に結論></p> <p>④ 発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。</p> <p>○ 小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力と時間とコストを要している。小水力発電の普及拡大に向けて、これらの調査等に係る手続の簡素化を図るべきである。</p> <p>○ 発電ガイドライン対象外の水力発電施設については、使用水量に変化がない単純更新の場合、「期間更新」扱い</p>

	<p>として流量審査等を行うことなく手続を簡素化している例もある。発電ガイドライン対象の水力発電施設についても同様の扱いとするとともに、その取扱いについて明確化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 河川法施行規則第 40 条において添付図書を省略できる場合を「許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められる場合」と規定しているが、許可担当者と許可申請事業者との間で合理的な調査範囲等について適切に検討できるよう、この考え方を明確化すべきである。○ 環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（平成 21 年度）において、中小水力発電の導入ポテンシャルは 80～1,500 万 kw と推計されており、許可の見直しによって、導入に係る期間とコストが削減され、更なる普及促進が期待できる。
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制・制度改革事項	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。 ○ 自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められる場合があるが、特に動植物調査（トラップ調査、植生調査など）については、1年半以上の調査期間を要するなど多大な労力が必要となっている。 ○ 自然環境保全の観点重要であるが、自然公園法上の審査や運用基準の明確化を行うとともに、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、審査に係る調査の簡略化を行うことによって、手続の迅速化を図るべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制・制度改革事項	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。 ○ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電について、申請手続の簡素化は進んでいるが、許可制である以上、河川管理者との事前協議や許可申請に係る調査が必要となり、依然として小水力発電を実施しようとする事業者にとっての手続面及びコスト面での負担が大きいという現状がある。 ○ 取水後であれば河川の流量に新たな影響を与えず、発電目的であれば最終的に放水する水量にも変化はないことから、水利使用者間での協議の結果、既に許可を得ている目的の達成に支障がないことの合意が得られた場合においては、許可手続を不要とするべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制・制度改革事項	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること（いわゆる派遣）を可能とする。＜平成 23 年度中検討・措置＞
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていないため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。 ○ ダム水路主任技術者選任の要件緩和については、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取りまとめられたとおり、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。 ○ 加えて、当該対応を行ってもなお、ダム水路主任技術者の選任を必要とする規模の発電設備を有する事業者につき、有資格者の確保が困難な場合があることから、当該事業者が小水力発電の適切な維持管理を行えるよう、ダム水路主任技術者の外部委託化を可能とするべきである。 ○ さらには、有資格者の増大のためにも、一定の講習等による免状交付を認めるなどの措置も検討するべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑮】

規制・制度改革事項	緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の義務付けの適用を除外することが可能であることを周知する。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。 ○ 先進的な自治体の独自条例によって、一定規模以上の建築物の新築又は改築時に規定される緑化面積に、太陽光発電設備も緑地として算入可能としている場合があるが、都市緑地法・都市計画法等に同様の規定がない。 ○ したがって、再生可能エネルギー導入促進の観点から、都市緑地法においても同様の措置を講じることによって、建築主にとって太陽光パネル設置へのインセンティブがもたらされるような仕組みを検討すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	都市公園における地域冷暖房施設の取扱いの明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、公園管理者（地方公共団体）と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域冷暖房の利用は、省エネルギー効果が高く、今後も普及拡大を図るべきである。 ○ 立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設（煙突や冷却塔）を地上部分に設置することは認められておらず、実質的に利用することが不可能との指摘がある。 ○ 既成市街地において、地域冷暖房のプラントスペースを確保することは困難であり、工事費用も割高になるため、公共の安全確保などへ配慮することを前提に、都市公園の有効利用を可能とする方向で、制度整備を進めるべきである。 ○ これによって、地域冷暖房の普及が促進され、既成市街地におけるエネルギーの面的利用による省エネルギー、低炭素化に貢献できる。

【グリーンイノベーションWG ⑰】

規制・制度改革事項	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備
規制・制度改革の概要	<p>① 下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを明確化・簡素化する。 <平成 23 年度中措置></p> <p>② 河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。 <平成 23 年度中検討・結論></p> <p>③ また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁（国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省）が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。<平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 下水（処理水・未処理水）や河川、海、運河、地下水等の持つ未利用の熱エネルギーの活用は、地産地消の再生可能エネルギーの利用であり、省エネルギー効果も高く、普及促進を行うべきである。</p> <p>○ しかしながら、下水道法等、各種法律において、熱利用に関する考え方が規定されていないため、事前協議や手続に時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。</p> <p>○ また、河川水の利用に当たっては、熱利用者に公共性・公益性が求められるため、河川近傍にあるビルでも民間企業単体での熱利用ができないといった課題がある。省エネに資するという観点から、環境に影響を及ぼさないことを前提に柔軟な判断を行うべきである。</p> <p>○ したがって、従来の法制度には存在していなかった「熱利用」という概念を規定することによって取水・放水温度の幅や工作物設置許可基準、許可申請先、申請可能事業者、対価の概念等の諸ルールを整備する等、熱利用の円滑化に向けて運用の明確化と簡素化を図るべきである。</p>

	○ 熱交換設備の設置の場所によっては、複数の法律が適用となる場合もあることから、各水系のルールは可能な限り共通の考え方の下策定・整理されるべきである。
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑱】

規制・制度改革事項	潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。 <p><平成 23 年度中措置></p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の設置は不用であるが、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水として証明がなされているものであっても、雨水排出として取り扱えるかについての判断が、自治体ごとに異なっており、普及の障害となっている。 ○ したがって、既に一定の水質基準を満たす清浄水であることが明らかな場合については、自治体の判断に委ねるのではなく、統一的基準を明文化すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑱】

規制・制度改革事項	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	経済産業省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が本社所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めており、事務手続が煩雑化している。 ○ また、東京都環境確保条例のように、各自治体が独自に規定しているものも含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応に係る事務コストが増加している。 ○ 実質的には共通する部分の多い報告を個別の省庁や自治体に対して行うことが求められていることは、個々の企業において膨大なコストが発生するとともに、極めて非効率である。 ○ 地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者を含めて国全体で一体として取り組むべき課題であり、情報の集約化・一元化を図ることで、手続に係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足る旨、周知徹底する。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合等については農地転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、転用の許可が必要とされているため、円滑なインフラ整備が行えず、ガス管敷設時期の遅延によるコスト増につながっている。 ○ 近年、天然ガスの普及が促進し、ガス導管の延伸による需要地同士を連結する敷設ニーズが高まってきている。本来、土地収用法において公共の利益となる事業とみなされている電気事業とガス事業で取扱いが異なることは不公平である。 ○ 省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡大の観点からも、農地転用許可不要の対象となる事業にガス事業を追加すべきである。 ○ また、農地転用が認められた場合にも、設備設置のため、機材の保管や重機等の搬入出用や立て杭用として一時的に利用する仮設用地については、地方公共団体ごとに取扱いが統一されていない。

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法的に農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては除外許可申請が必要とされる場合があり、ガスパイプラインの敷設等に支障が生じている。 ○ したがって、改めて周知徹底を行うことにより、運用の統一を図るべきである。

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	道路への設置許可対象の範囲拡大
規制・制度改革の概要	<p>① 太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。＜平成 23 年度中検討・結論＞</p> <p>② 電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。 ＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 高速道路の法面という未利用地の有効活用によって、太陽光発電の普及拡大が期待できる。</p> <p>○ しかしながら、現状では道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設の設置についても、取扱いが不明確である。</p> <p>○ 既に高速道路の法面への太陽光発電設備の設置事例もあり、こうした先進的取組を全国的に推進していくとともに、電気自動車用の充電施設についてもインフラ整備が円滑に行えるようにすべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制・制度改革事項	電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気自動車に係る急速充電器については、設置により契約種別が低圧から高圧に変更される場合や他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一敷地内において「複数の需給契約」が対応可能となるよう必要な見直しを行う。その上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その旨を国民に広く周知する。 <p>＜平成 23 年度中結論、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンスストア・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならない。このため、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）や他の事業者が土地の一部を賃借し、個別に機器設置に伴う電力契約を締結する等の対応ができないことなどにより、機器の設置が進展しない。 ○ 一方、低圧部分が規制されている現状においては、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することを防止する一定の客観的なルールも必要である。 ○ したがって、電気自動車に係る急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制・制度改革事項	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会（市場監視小委員会）等において明らかにし、国民に広く周知する。＜平成23年度中措置＞
所管省庁	公正取引委員会、経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引込みを通じて一体として供給される形態」と示しているところ。グリーンPPSを含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。 ○ しかしながら、部分供給に関する規定は当該指針のみであり、具体例も記載されていないため、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能となることについて、周知されているとは言い難い。 ○ したがって、再生可能エネルギーの選択の柔軟化による公正かつ有効な競争を促進する観点から、「適正な電力取引についての指針」における部分供給について、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が対象となることを明確化すべきである。

【グリーンイノベーションWG ②5】

規制・制度改革事項	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。 <p>＜平成 23 年度検討開始、平成 24 年度結論、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、消防法第 4 類第 2 石油類（消防危第 48 号（平成 8 年 4 月 2 日付、消防庁危険物規制課長通達）とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱設備が要求されている。 ○ 輸送に関しては、消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しているが、消防法に規定するこれらの試験は国連勧告で規定される引火性液体（クラス 3）を収納する容器に関する試験と同一のもの（第 4 類第 2 石油類を運搬するもの）となっており、国連勧告に整合した区分（クラス 9、非危険物）とはなっていない。さらに、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等についても、引火性液体（クラス 3）を前提とした危険物の扱いであるため、全ての取扱いに第 4 類第 2 石油類の適用を受け、例えば一定以上のリチウムイオン電池を貯蔵する場合（電池容量が 1,000L 以上）は危険物貯蔵所等の扱いを受けるなど、国際的な取扱いに比して過度な規制を受け、競争力が阻害されている。 ○ したがって、リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第 4 類第 2 石油類（国連勧告クラス 3 に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求

	<p>するもの)を実施したものについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス9、非危険物）の扱いとすべきである。</p> <p>○ さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ②6】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の見直し</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気主任技術者の外部委託制度について、平成 21 年度の制度改革後の保安確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。 <平成 23 年度中調査開始、調査データを収集次第検討>
<p>所管省庁</p>	<p>経済産業省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。 ○ 一般電気事業者による電力提供の場合（電気事業の用に供する電気工作物の場合）は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。本件に係る一般電気事業者と取扱いの違いについての明確な根拠はない。 ○ また、保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なるとのことであるが、高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところ。常駐と非常駐による根拠が、明確になされていない。 ○ したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットイングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	家庭用電気料金メニューの拡充
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需要家のニーズに柔軟に対応する観点から、新たな料金メニューの検討を促す。あわせて、その旨を国民に広く周知する。＜平成23年度中措置＞
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省CO2化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30分単位等））とはなっていない。 ○ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備の在り方の1つとして、料金メニューの活用は必要とされているところ。 ○ したがって、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	低圧託送料金制度の創設
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する。 <平成 23 年度中検討・結論、結論を得次第再生可能エネルギーの買取制度の導入と併せて措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受渡しについて、既存の電力線を利用できない。 ○ したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、低圧託送が相対契約等に対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。＜平成 23 年度中検討・結論・措置＞
所管省庁	経済産業省、国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省 CO2 化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。 ○ ガス管の敷設については、一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。 ○ 特に、ガスパイプラインに関しては、道路における敷設が一般に長大であり、複数の地方公共団体をまたぐこともあることから、調整に時間がかかる。さらに、道路法第 33 条の許可要件では、道路管理者が道路の敷地外に余地がない場合に許可できるとしたものであり、一定条件を満たした場合においても、特定の場所で円滑な敷設が進まないおそれもあり、敷設計画を立てにくい。 ○ 一方、国土交通省は、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供しているところ、情報提供のみでは円滑な設置に対応しているとは言い難い。 ○ したがって、省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡

	<p>大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議の上、道路占用許可を優先的に取り扱うことができるよう、対応を検討すべきである。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ③〇】

規制・制度改革事項	行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者が自ら道路の占用に関する工事（ガス工事・通信工事跡等）を行う際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留意する旨を平成 20 年 3 月に各道路管理者へ周知しているところ、当該通知以降、取扱いが適正に行われているかについて各道路管理者への調査を実施し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速やかに改善策を講じる。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路法第 38 条においては、道路管理者が自ら占用工事を行うことができるのは「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」又は「道路占有者の委託があった場合」に限定されている。 ○ これにより、道路占有事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占有事業者を支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。 ○ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定しているとの回答であるが、入札が徹底していないとの指摘もあり、道路占有事業者（一般ガス事業者、通信会社等）を入札に参加させない合理的な理由もない。 ○ したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、又は道路占有事業者を含めた競争入札の徹底により、舗装復旧を行うべきである。

【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、運用の実態を踏まえた上で、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法（30年の適用等）を適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。 <平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO₂化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。 ○ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。 ○ したがって、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生するバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。 <平成23年度中検討・結論・措置>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業に係る建築ができないため、当該製造ができない。 ○ 建築基準法では、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能としているところ。一方、可燃性物質であるアセチレンガスの製造については、建築基準法施行令で適用除外とされている。 ○ したがって、下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生するバイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とすべきである。

【グリーンイノベーションWG ③】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化</p>
<p>規制・制度改革の概要</p>	<p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置> ① 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。 <平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論> ② また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。 <平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論></p> <p>○道路 <農業用道路> ③ 社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い（義務的占用）を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。 <平成 23 年度中結論・措置> <港湾施設としての道路> ④ 社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い（義務的占用）を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。 <平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置> <高速道路の占用許可要件> ⑤ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象</p>

	<p>であり、許可基準（手続・技術的基準）も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。〈平成 23 年度中措置〉</p> <p>○公共用地等 <公共用地等における占用許可要件></p> <p>⑥ 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者（地方公共団体）に周知する。 <平成 23 年度中措置></p>
<p>所管省庁</p>	<p>③ 農林水産省 ①、②、④、⑤、⑥ 国土交通省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においては、河川が軟弱で不安定な状態であるとの認識の下、やむを得ない河川の横断等に当たってのみ、埋設を認めているところ。建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）では、河川縦断時の埋設許可要件について、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする」と、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする」と定められており、縦断時の埋設許可が原則禁止であることが記載されているが、技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。 ・ 本件は、河川近傍のガス管敷設に伴い、河川の一部を縦断する必要が生じた場合の技術的基準の明確化を求めるものである。 ・ したがって、河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川縦断時の埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。 <p><河川区域内での防護装置></p>

- ・河川区域内で圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や破堤など重大な被害を生じるおそれがあることから、河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする」と定められているところ、二重構造としなければならない技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。
- ・したがって、河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川区域内での防護装置について、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。

○道路

<農業用道路・港湾道路の占用許可要件>

(農業用道路)

- ・農業用道路（主に、耕運機等の小型車や、トラクター・コンバイン等のように大型でも低速度の農業用機械が通行できる舗装道路等が対象（地方公共団体及び土地改良区が所有）となる。いわゆるあぜ道ではない。）に係る占用許可要件については、土地改良法で規制しているものではないところ、農業用道路を所有する地方公共団体及び土地改良区等が判断する要件が明確化されていない。
- ・一方、農業用道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。
- ・したがって、社会インフラの整備に係る農業用道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようにすべきである。

(港湾道路)

- ・港湾道路に係る占用許可要件については、港湾法において、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸域）において占用等をしようとする者は、港湾管理者（地方公共団体等）の許可を受けなければならない旨を規定しているところ、港湾道路を管理する港湾管理者が判断する要件が明確化されていない。
- 一方、港湾道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・したがって、社会インフラの整備に係る港湾道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。 <p>＜高速道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続・技術的基準）が明確でない。 ・したがって、高速道路に係る占用許可要件について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。 <p>○公共用地等</p> <p>＜公共用地等における占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園の機能を阻害しない範囲で設置が認められているところ、都市公園における許可については、個別協議等によるものとなっている。 ・したがって、社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務的占用の対象とするか、又は公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。
--	--

【グリーンイノベーションWG ③4】

規制・制度改革事項	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リサイクル法について、再生利用事業計画（リサイクルループ）の活用が促進されるよう検討を行う。 <平成 24 年度中検討開始、平成 25 年度中結論>
所管省庁	農林水産省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストア業態のようなフランチャイズチェーンにおいては、再資源化を行うに当たって、需要予測の精緻化による食品廃棄物の発生抑制に努めることはもちろんのこと、各店舗からの排出量が少量であることなどから効率的な回収を行う際の課題が多く、広域的な回収によって経済合理性のある仕組みを構築することが有効である。 ○ 配送センターから各店舗に商品を配送する際に食品循環資源を同時に回収する「戻り物流」を活用した仕組み作りの検討が開始されている。戻り物流の活用は、物流コスト削減のみならず、個々の加盟店が一般廃棄物処理業者に個別に収集運搬を委託した場合と比較して CO2 削減効果も高く、低炭素社会の構築にも貢献できるが、現在は廃棄物処理法等の厳格な規制によって、効率的な回収による再資源化処理が阻害されてしまっている。 ○ 食品リサイクル法においては、肥料化又は飼料化が求められるが、賞味期限切れの弁当等の食品廃棄物は塩分含有量が多く、肥料化に適していない場合もある。また、飼料化に当たっては、腐敗を防止する必要があることから、都心部から遠方のリサイクル施設まで冷蔵車で運搬する必要が生じ、多大な費用負担につながる場合もある。 ○ また、食品リサイクル法の特例措置である再生利用事業計画（リサイクルループ）の認定を受けることによって、収集運搬に係る業の許可が不要となるが、同時に再資源化された肥飼料から作られる農畜産物の 50%以上を購入する義務が生じるため、全国展開を行うコンビニエンスストア業態のように規模が大きく、商品ライフサイク

	<p>ルの早い業態においては、企業の商品開発要件及び安定的な引取量が折り合わない。こうした業態の特性により、スーパーなどとの共同申請は容易ではない。</p> <ul style="list-style-type: none">○ したがって、適正かつ効率的な食品リサイクルを促進するためにも、同一チェーン内での収集運搬について、チェーン本部が受渡しに係るトレーサビリティを確保し、衛生管理等の責任を負うなどの一定の要件を満たす場合については、本部・加盟店舗・収集運搬事業者を一体とみなし、一般廃棄物処理業の許可を不要とするべきである。○ また、動植物性残さは業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じており、食品リサイクル法の対象事業者が取り扱う動植物性残さは産業廃棄物として取り扱うべきである。
--	--

【グリーンイノベーションWG ③5】

規制・制度改革事項	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者からあらかじめ、再受託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。 <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業界全体としては、再委託（＝アウトソーシング）により効率化及び CO2 排出量の削減が推進されているにもかかわらず、廃棄物処理法では不適正処理を防止する観点から、原則として業務の再委託が禁止されており、静脈物流の効率化や廃棄物処理の合理化が妨げられている。 ○ また、廃棄物処理業の産業としての発展のためには健全な優良事業者の育成が重要であり、法を遵守し、効率的・効果的な処理を促進しようとする優良な事業者の事業活動が、過度な規制によって阻害されることがあってはならない。 ○ したがって、不法投棄を防止する必要があるが、排出事業者が適正処理の行える優良事業者を選定し、処理の委託を行っている場合には、柔軟に再委託を行うことを可能とするべきである。 ○ 適正な処理を行う優良な事業者に再委託を認めることは、静脈物流の効率化のために有用であり、性状に応じた適正処理の促進にもつながる。静脈物流の合理化を図ることによって、収集運搬コストの低減に加え、排出量の変動にも柔軟に対応しやすくなる。 ○ なお、排出事業者へ通知をすることによって、排出事業者の意思を委託先の産業廃棄物処理業者に伝えることは十分に可能である。

【グリーンイノベーションWG ③⑥】

規制・制度改革事項	積替え保管の許可基準の明確化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。 <平成 23 年度中検討開始、結論を得次第措置>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替え保管については、保管場所について許可が必要であるが、運送途中での大型便などへの積替え目的での駐車についても許可取得を求められる場合があり、円滑な物流がなされるよう、運用の明確化を図るべきである。 ○ 現行発出されている通知は、産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程における貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業に限定されており、運送途中での大型便への積替えなど、飛散等の措置がとられている場合における駐車についても明確化を行うべきである。

【グリーンイノベーションWG ③7】

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
規制・制度改革の概要	・ 一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。＜平成 23 年度開始＞
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、現在 5 年であり、今後は優良事業者については 7 年になると予定されている。これに比して、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は 2 年であり、処理業者及び自治体の事務コストの増加につながっている。</p> <p>○ 現状の更新期間は処理計画策定のタイミングとの整合性もとれておらず、安定した業を営む上で、施設設置や運搬車両の購入等多大な投資が必要である現状を考慮すれば、更なる延長を行うべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ③⑧】

規制・制度改革事項	廃棄物処理施設に係る建築基準法第 51 条の適用除外
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がなく、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同等の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。＜平成 23 年度中検討・結論・措置＞
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理施設は都市計画決定又は都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋立てを伴わないようなリサイクル施設であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する可能性があることから、迅速な施設設置が阻害されている。 ○ 工業専用地域において、通常の工場は都市計画審議会の議は不要である一方、環境負荷の観点では工場と同等であるにもかかわらず、リサイクル施設が対象となることで一般的な製造業者に比べて過大な負担が生じていることは不合理である。 ○ 本来、工業専用地域等は、排気や騒音等により市民生活への影響が懸念される事業場の立地場所であり、そこに廃棄物処理施設を設置することは当該目的から外れるものではないはずである。また、環境保全は廃棄物処理法等の手續によって担保されており、審議会を経る必要性は小さいと考えられる。 ○ 大量生産、大量廃棄という従来からの状況から、資源循環の概念の浸透によって経済の構造は変革している。循環型社会の構築という観点から、リサイクルが既に産業活動の一環となっている状況及び工業専用地域の特性を踏まえ、工業専用地域の処理基準を柔軟に見直すべきである。

【グリーンイノベーションWG ③9】

規制・制度改革事項	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。 <p style="text-align: center;">＜平成23年度中検討開始、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならないとされている。 ○ 上場をしている会社の場合、株式の譲渡が株式市場において自由に行われており、株主も日々変動することから、会社として5%以上の株主を毎日特定することは不可能である。さらに、役員・支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もあることから、許可権を有する自治体へ期限内に届けることは極めて困難である。 ○ 上場企業については、既に上場審査の過程で、反社会的勢力に関するチェックは徹底されており、悪質事業者はその時点で排除されているとともに、許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な事業者であれば、事業の適正な実施が期待されているため、要件を柔軟に見直すべきである。 ○ 添付書類がそろわなくとも10日以内の提出を求める自治体や、書類がそろうまで受け付けない自治体もあるなど、個々に指導内容も異なっており、運用の統一化及び柔軟化を図るべきである。

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し
規制・制度改革の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、确实かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。＜平成23年度中検討開始、結論を得次第措置＞
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ PCB特措法により、PCB廃棄物所有者は平成28年7月までに廃棄処理することが義務付けられており、PCB廃棄物を安全に管理し、適正処理を進めていく必要がある。 ○ しかしながら、低濃度の最低濃度基準は0.5PPM以上と検出値ベースとなっており、先進諸外国基準（米・英・仏・加・豪：50PPM）から掛け離れている状況にある。この厳しい基準によって、適正処理を行える事業者や処理場も限定されており、多くの事業者が保管の継続を余儀なくされている。 ○ 保管による紛失のリスクを回避するためにも、少なくとも低濃度基準について海外と同程度の水準に設定することによって、安全かつ適正な処理を進めるべきである。

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要	<p>① 自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。 ＜平成 23 年度以降逐次実施＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山国である我が国においては、微量のフッ素・ヒ素等が自然界に存在することが広く知られている。 ○ 土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因により有害物質が含まれる汚染土壌についても汚染土壌として管理することが求められたが、日本全国において自然的原因による土壌汚染環境基準超過は広範に認められるものであり、これについて土地の所有者の負担で土壌汚染の防止を行うことは、国民にとって過度な負担となるとともに、汚染者負担の原則を超えている。 ○ また、土壌環境基準超過によって指定区域としての指定がなされることによって、土地の有効利用や国内への投資を行う際の阻害要因となり、国土の健全な利用が阻害されてしまうおそれがある。 ○ 自然由来の汚染しか懸念されない土地であって、所有形態に変更がない場合でも、調査命令が出され、時間とコストをかけて調査を行わなければならないことは、事業の健全な運営という観点からして過度な規制ともいえる。 ○ 自然由来でも人工的であっても、健康被害が発生するおそれがあるのであれば何らかの処理が必要とも考えられるが、特に、公定法による溶出量検査における基準値は、飲料水基準と同程度となっており、海水であっても基準値を上回ることがあることから、摂取のリスクが少ない地域においても一律の基準とするのは不合理であり、法の指定基準についての妥当性検証を行うべきであ

	<p>る。</p> <p>○ 従来は「自然由来の土壌汚染の可能性がある場合については、土地の履歴、周辺の同様な事例や地質的状况、海域との関係等の状況を総合的に勘案して判断する必要がある」とされていたが、国民に過度な負担を課す可能性の極めて高い運用変更が法改正ではなく、局長通知によって行われていることはその正当性からしても問題であり、見直しを行うべきである。</p>
--	---